

一般社団法人人文地理学会会長選出に関する規程

2014年10月1日制定

(目的)

第1条 この規定は、一般社団法人人文地理学会定款第26条及び第27条による会長の選出手順について定めることを目的とする。

(選挙事務の管理)

第2条 選挙事務は、一般社団法人人文地理学会選挙管理委員会が管理する。

(会長の選出)

第3条 会長は、一般社団法人人文地理学会定款第27条に基づき、理事の互選により選定するものとし、社員総会における出席代議員の過半数の信任を経て確定する。

2 前項にいう理事の互選に先立って、あらかじめ会員の中から、代議員、および理事・監事、常任委員による、本規程第4条に定める会長候補者予備選挙を実施し、複数の会長候補被推薦者を選出する。

3 会長候補者予備選挙の実施後に、本規程第5条に定める会長予備選挙を実施する。

(会長候補者予備選挙の実施)

第4条 会長候補者予備選挙は、代議員、および理事・監事、常任委員の単記無記名投票により行い、得票数上位3名(3位に同数の者がある場合には、すべて含める)の会長候補被推薦者を選出する。

2 会長に通算2期在任した者は、会長の被推薦者となることができない。

(会長予備選挙の実施)

第5条 会長予備選挙は、本規程第3条による会長候補者予備選挙で選出された複数の被推薦者に対する、正会員の単記無記名投票により行う。

2 前項の規定にかかわらず、本規程第4条第2項に該当する者以外の正会員に投票することを妨げない。

(当選者の重任)

第6条 会長予備選挙の当選者は、同時に一般社団法人人文地理学会代議員選挙規程第5条の地区を指定しない投票における当選者となる。

2 会長予備選挙の当選者は、同時に一般社団法人人文地理学会理事・監事予備選挙規程による理事選挙の当選者となる。

3 前項の規定にかかわらず、会長予備選挙の当選者が社員総会において会長に選任されなかった場合は、理事となることができない。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会が行う。

附則

第4条第2項にいう会長の在任期間には、本法人設立以前の任意団体としての人文地理学会の会長在任期間を含めるものとする。